

申請時によくある問い合わせと回答

(申請一般)

Q 1 交付申請書の申請者欄には何を書けばよいか。

A 1 医療機関の「開設者」を記入してください。
例：医療法人〇〇病院 理事長 〇〇
一般財団法人〇〇会 代表理事 〇〇
〇〇町 町長 〇〇 等

Q 2 事業計画の提出は必要か。

A 2 必要ありません。

Q 3 類似する他の補助金との併用は可能か。

A 3 本補助金は他の補助金との併用は認めていますので、類似する他の補助金が併用を認めているかどうか各自で御確認ください。

Q 4 補助金交付要綱第 2 条に「県から重点医療機関の指定又は受入医療機関の選定を受けた者」との記載があるが、指定等を受けないと補助金の申請は出来ないのか。

A 4 指定等を受けていない医療機関は本補助金の申請はできません。
指定等に係る手続については、県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 医療調整班（TEL:086-226-7960）までお問い合わせください。

Q 5 交付申請書の添付書類は全て提出する必要があるか。

A 5 病院の開設者が次の方の場合、添付資料の提出を省略することができます。
○地方公共団体
添付書類(3)～(5)の提出は必要ありません。
○独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人
添付書類(3)～(4)の提出は必要ありません。
なお、2 回目以降の交付申請時には、交付申請書記載の添付資料(3)～(5)については、添付を省略できることとします。

申請時によくある問い合わせと回答

(病床確保)

Q6 患者の受入病床を確保するための職員体制等を整備する事業とは、どのような事業のことか。

A6 令和2年4月1日以降に実施した職員の人員配置や患者の動線変更、職員研修の実施等を想定しています。(記載例も参考としてください。)

Q7 病床の写真添付は必要か。

A7 以後における重複申請を避けるために、病床の写真添付をお願いしていますが、図面等(病床の数・場所が確認できるもの)による提出でも構いません。

(入院患者受入)

Q8 軽症患者や感染疑い患者を受け入れた場合には、給付金の対象となるか。

A8 入院受入期間中に要綱第2条の(1)または(2)のいずれかに該当する状態になった場合は、対象となります。

Q9 入院患者の受入期間はどのように考えればよいか。

A9 患者の状態(軽症、感染疑い等)にかかわらず、申請を行う医療機関において新型コロナウイルス感染症の患者として受け入れた日(陽性者として確定した日)を受入開始年月日とし、患者が新型コロナウイルス感染症の治療を終えた日を受入終了年月日とします。

Q10 患者受入記録表の備考欄には何を記入すればよいか。

A10 中等症Ⅰ、中等症Ⅱ又は重症に該当する患者はその旨を記載してください。
補助対象となる軽症に該当する患者は、軽症と記載の上、要綱第2条(2)の該当する項目(ア～オ)を記載してください。
なお、中等症Ⅰでがん患者に該当する場合は、中等症Ⅰと記載してください。
また、補助金の重複支給を避けるため、患者の性別と年齢も合わせて記載してください。

申請時によくある問い合わせと回答

Q11 例えばがん患者であることを確認するために、検査等を行う必要があるのか。また、補助金申請の際に証拠書類の提出は必要か。

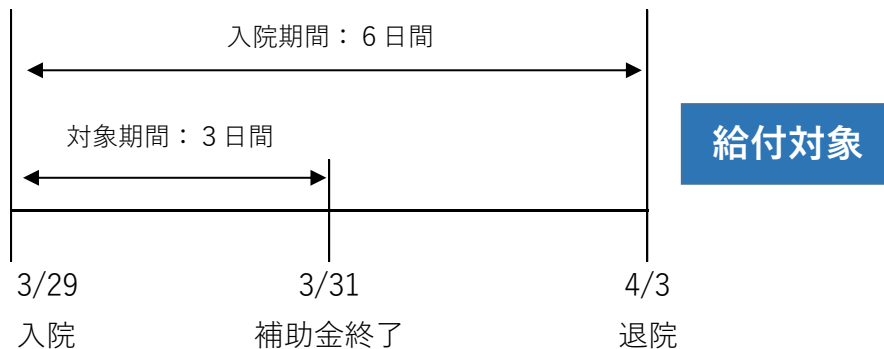
A11 患者への問診等により確認できれば、改めて検査等を行う必要はありませんし、補助金申請の際に証拠書類の提出も不要です。

ただし、必ず書面にどのように確認したかを含め記載の上、補助事業終了後5年間は保存しておいてください。

Q12 入院患者受入事業は、3月末をもって終了となるが、入院期間が3月から4月に跨ぐ場合、3日間の算定はどうなるか。

A12 3月末までを算定の対象期間とする。

例) 「3/29 入院」で「4/3 退院」の場合、算定の対象期間は3日となるので、給付対象となる。



例) 「3/30 入院」で「4/3 退院」の場合、算定の対象期間は2日となるので、給付対象外となる。

